

○山梨県水道広域化推進プラン等策定支援業務 質問・回答一覧

	質問	回答	質問日
1	<p>「山梨県水道広域化推進プラン等策定支援業務」の「企画提案募集要項」の「3 企画提案の参加資格」の「(7)」に「本件業務に類似する業務の経験や専門的知識を有していること」との記載があるが、「類似する業務」とは「都道府県水道ビジョンまたは水道広域化推進プランの策定（改定・見直し含む）業務委託の履行実績、または水道事業における複数事業体の広域化検討務履行実績」といった認識で間違いはないか。 異なる場合は、「類似する業務」の定義を教えてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回、公募型プロポーザル業務は「山梨県水道広域化推進プラン」「山梨県水道ビジョン」策定支援業務となります。</li> <li>・同種とは、上記の水道広域化推進プラン、水道ビジョンを指し、類似とは、水道に関する市町村等も含めたプラン等策定支援業務等を想定しており、広く含めてかまいません。</li> </ul>	4月26日
2-1	<p>1. 企画提案書について ・募集要項P.5 「8 企画提案書の提出（1）提出書類」① 企画提案書は、「A4又はA3版で統一し」とありますが、様式第5号-1～様式第5号-3はA4の作成様式が指定されています。A4とA3が混在しても良いのでしょうか？ ・また、「片面30枚以内」とありますが、様式第5号-1～様式第5号-3を含む合計枚数と考えて良いのでしょうか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A4又はA3であれば、混在は可能です。</li> <li>・様式第5号-1～様式第5号-3を含んで、30枚となります。</li> </ul>	4月28日
2-2	<p>2. 「同種業務」「類似業務」の定義について ・募集要項 別紙1 審査基準及び配点では、「同種業務の受託実績」と記載されています。また、様式第3号では「同種又は類似の業務の実績」、様式第5号-3では「過去の同種業務又は類似業務実績」を記入する欄があります。 「同種業務」「類似業務」とはどのような業務を指すのでしょうか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質問・回答1を参考にしてください。</li> </ul>	4月28日
3-1	<p>①募集要項2 ページ「3 企画提案の参加資格」について、今回の案件の参加資格として「山梨県物品購入等契約に係る入札参加資格」または「建設工事に係る測量・調査・設計・監理等の業務委託に係る参加資格」の資格を有する事が条件、とは記載されていないがどう解釈すれば良いか。有資格業者でなくても参加できるのか</p>	<p>3の企画提案の参加資格（2）では、物品購入に係る指名停止を受けていない者（一部表現割愛）を、本業務での参加資格として記載しています。（様式第2号で誓約書では、建設工事等においても指名停止措置期間中についても記載されています。） 本募集要項内では参加資格者として、物品やコンサル業の参加資格の有無を規定していないので参加できます。</p>	4月28日
3-2	<p>②募集要項5 ページ「（2）企画提案の選定方法」及び別紙1 審査基準及び配点（3.業務遂行能力：実施体制）について 管理技術者、担当技術者の要件が記載されていないが、何も要件は無いのか。あるのであれば説明いただきたい</p>	<p>要件はありません。</p>	4月28日

	質問	回答	質問日
3-3	③別紙1 審査基準及び配点 について 3.業務遂行能力：受注実績について同種・類似業務それぞれ定義が記載されていないが、どのような内容の業務が該当するのか	質問・回答1及び質問・回答2-2を参考にしてください。	4月28日
4-1	募集要項5頁 8企画提案書の提出について 企画提案書は30枚以内とのことですが、これは様式第5号-1～第5-3を含めて30枚以内という認識でよろしいでしょうか。	その通りです。	4月30日
4-2	仕様書6頁 5成果品 ア中間報告について 中間報告の範囲が水道広域化推進プランの3(2)～(8)と水道ビジョンの3(9)～(15)となっており、業務内容のほぼ全てとなっておりますが、これについては令和3年度中に素案として一通り作成し、令和4年度は最終報告までに事業体との協議等を踏まえて随時追加や修正検討を行うという認識でよろしいでしょうか。	その通りです。	4月30日
4-3	仕様書6頁 5成果品 イ最終報告について 最終報告が令和5年1月20日までとなっており、一方で契約期間が令和5年3月15日となっておりますが、これは令和5年1月20日までに調査報告書等一式を提出し、その後令和5年3月15日までは貴県が確認の上、修正等を行う期間という認識でよろしいでしょうか。	その通りです。	4月30日
4-4	様式第5号-4について 上限額の記入欄には、募集要項2頁にある上限額を入力するという認識でよろしいでしょうか	その通りです。	4月30日
4-5	委託契約書(案)2頁 第7条 業務の主要な部分以外について、貴県の承諾を受けたくうえで再委託を予定する場合、再委託先の職員がプレゼンテーションに参加することは可能でしょうか。	再下請の承諾を行うのは契約後の委託契約書に基づくものであって、業務の総合管理を行う元請となる提案者に、プレゼンテーションすべきと考えます。	4月30日